（別記様式第１号）

計画作成年度	令和４年度
計画変更年度	令和５年度
計画主体	掛川市

掛川市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　静岡県掛川市役所　農林課
所在地　静岡県掛川市長谷一丁目１番地の１
電話番号　０５３７－２１－１１４７
ＦＡＸ番号　０５３７－２１－１２１２
メールアドレス　norin@city.kakegawa.shizuoka.jp

1　対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・カラス・アナグマ・ハクビシン・タヌキ・キツネ・サル
計画期間	令和４年度～令和６年度
対象地域	静岡県掛川市

2　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	面積（ａ）	金額（千円）
イノシシ	水稲	５２７	６１５
	工芸作物	２６３	６１５
	野菜	４３９	７，０２４
ニホンジカ	水稲	２６	２１１
カラス	果樹	１８	５２７
	野菜	３５	３５１
アナグマ	果樹	－	－
ハクビシン	果樹	－	－
タヌキ	野菜	－	－
キツネ	果樹	－	－
サル	果樹	－	－

（２）被害の傾向

本市は、北部に位置する掛川市、南部に位置する大東町、大須賀町の１市２町が合併し、平成17年４月に誕生した。

北部は標高832mの八高山をはじめとする山間地が連なり、中央部には標高264mの小笠山がある。南部は平地が開け、遠州灘へと至り、東西約10㎞の砂浜が広がっている。

北部では、平成14年頃からイノシシによる農作物被害が深刻化している。主な被害は水稲や、野菜（イモ類等）の農作物であり、以前は収穫時である９～10月に増加していたが、近年では食物を求めて一年を通じて被害が発生している。また、野生イノシシによるＣＳＦ感染が確認された後、一時的に捕獲や目撃された個体数の減少が見受けられたものの、農作物以外でも住宅敷地内にある家庭菜園等への被害の他に、昼夜を問わず人里の生活圏まで出没が見られ、人的被害も懸念される。

さらに、北部に集中していたイノシシによる被害は、近年では中心市街地や小笠山を含む大東・大須賀の両地域にも見られ、市内全域へ拡大している。

ニホンジカにおいては、北部地域の森林への被害が発生している。主にはヒノキの樹皮剥離被害であり、生育障害が発生している。また、中山間地域の住宅敷地内まで出没が見られ、車両等への事故被害も発生し、捕獲頭数も爆発的な増加となっている。

アナグマ・ハクビシンにおいては、主に南部地域の露地野菜、果樹等への被害が平成27年から顕著に発生している。

カラスにおいては、市内南部で果樹等への被害が発生している。また、大量発生することにより糞害も懸念されている。

タヌキにおいては、令和３年度に初めての捕獲実績があり、以降、被害防止目的の捕獲が増加傾向にある。 キツネ・サルにおいては、目撃情報を基に今後の増加が見込まれ、野菜等の食害が懸念されている。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和２年度）	目標値（令和６年度）
イノシシ	被害金額　８，２５４千円 被害面積　１，２２９ａ	被害金額　７，４２９千円 被害面積　１，１０６ａ
ニホンジカ	被害金額　２１１千円 被害面積　２６ａ	被害金額　１９０千円 被害面積　２３ａ
カラス	被害金額　８７８千円 被害面積　５３ａ	被害金額　７９０千円 被害面積　４８ａ
アナグマ	－	－
ハクビシン	－	－
タヌキ	－	－
キツネ	－	－
サル	－	－
合計	被害金額　９，３４３千円 被害面積　１，３０８ａ	被害金額　８，４０９千円 被害面積　１，１７７ａ

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・小笠猟友会へ被害防止目的の捕獲事業を委託している。 ・市は狩猟免許取得者で箱わなを購入する農家等に対し、購入費用の３分の１以内で上限を10万円とし、補助金を交付している。 ・被害防止目的の捕獲への協力を確約した者に対し、狩猟免許取得費の一部　（予備講習会受講料と狩猟免許試験手数料）の２分の１以内で補助金を交付している。	・被害地域が広範囲に及ぶため、効率的な捕獲体制の確立が必要である。 ・猟免許取得者（特に第１種銃猟免許）の高齢化と減少により、被害防止目的の捕獲事業の委託先である猟友会の負担が増大している。
防護柵の設置等に関する取組	市内にある自己の農地(借地を含む)を守るため、電気柵等の侵入防止柵を導入する農家等に対し、市は購入費用の３分の１以内で上限を10万円とし、補助金を交付している。	・耕作放棄地の管理や有害鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残さ等の適切な処理の徹底。 ・農業者にとって、設置費用や高齢化による労力の負担が大きい。 ・被害箇所だけでなく、広範囲に及ぶ侵入防止柵等の設置が必要であるが、費用や地形的な問題で広域設置が困難である。 ・侵入防止柵設置後の管理指導が必要である。

（５）今後の取組方針

・令和６年度の被害軽減目標は、令和２年度被害面積及び金額の10%減とする。 ・捕獲に従事する者の高齢化と減少が課題であったため、平成21年度から免許取得費用の補助金も交付したところ、わな免許取得者が増加した。今後も、狩猟免許取得費用の助成を継続し、狩猟資格者の育成と支援に努める。 ・侵入防止柵の設置に対する助成制度を推進する。 ・本計画の対象鳥獣以外についても、被害が発生した場合は、速やかに被害防止対策や捕獲を実施する。 ・主な被害地域に対し、被害防止対策の学習会及び啓発活動と併せ、捕獲体制の強化を図る。 ・有害鳥獣のエサ場や隠れ家となる耕作放棄地や里山の適切な管理方法について指導を行う。 ・未収穫農作物等の早期処理を啓発し、鳥獣を寄せ付けない環境作りの指導を行う。 ・地域の実状にあった侵入防止柵の導入を推進する。 ・農業者、農協、猟友会、行政との連携による被害状況等情報の共有化を図る。

３　対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン	今後も小笠猟友会へ協力を依頼し、被害防止目的の捕獲の委託を継続する。 市対策協議会や自治会等で購入した箱ワナを被害防止捕獲許可者へ貸与し、効果的な捕獲を行う。 ただし、被害の増大・広域化等により、小笠猟友会での対応が困難になった場合は「鳥獣被害対策実施隊」による捕獲についても検討していく。
５年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上
６年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン	被害地域住民からの目撃情報や関係団体からの通報を集約し、より効果的な捕獲が行えるよう小笠猟友会へ情報提供し、わなの設置や銃による駆除を依頼する。 また、隣接する市町とも連携し、同時期での被害防止目的の捕獲を実施するなど、効率的な駆除体制を確立する。 また、県で実施する管理捕獲との連携について、協議を進めながら可能な範囲で対策を進めていく。
５年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上
６年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

※捕獲実績

捕獲鳥獣 （被害防止目的の捕獲分）	捕獲実績		
	３０年度	令和元年度	令和２年度
イノシシ	６４１頭	８７７頭	５２０頭
ニホンジカ	３頭	１０頭	８頭
カラス	３羽	２２羽	０頭
アナグマ	１３頭	２４頭	３０頭
ハクビシン	５６頭	５８頭	５８頭

イノシシの捕獲については、被害の発生に応じて被害防止目的の捕獲を小笠猟友会に委託している。捕獲実績は、平成30年度は641頭、令和元年度は877頭、令和２年度は520頭であった。わな免許取得者などが増えたものの、イノシシが山に帰らず、人里に住みつくようになり、農作物の被害状況や目撃情報、捕獲数を比較しても減少傾向にあるとは言えないため、令和４年度以降も令和２年度までの実績を考慮し600頭とした。

また、５、６年度についても令和４年度と同程度と予想されるため、捕獲計画数を600頭とする。

ニホンジカの捕獲については、平成30年度に３頭、令和元年度に10頭、２年度に８頭を捕獲し増加傾向にあったが、令和４年度から前年の10倍と爆発的に増加したため、令和５、６年度、各年度それぞれ年間400頭とする。

アナグマ・ハクビシンについては出没・被害情報が引き続き報告されており、増加傾向にあるため、令和５、６年度、各年度それぞれ年間80頭とする。

カラスの捕獲についてもイノシシ同様で小笠猟友会に委託している。捕獲実績は、平成30年度は３羽、令和元年度は22羽、令和２年度は０羽であったが、導入した鳥類用の捕獲檻により捕獲数が増加しているため、捕獲計画数を120羽とする。

また、対象鳥獣ではないが、スズメ等の鳥類についても被害が出た場合は、状況に応じて捕獲等で対処していく。

タヌキにおいては、令和３年度に初めての捕獲実績があり、目撃情報を基に今後の増加が見込まれるため、令和５年度以降の捕獲計画を新たに200頭とする。

キツネ・サルにおいては、目撃情報を基に今後の増加が見込まれ、野菜等の食害が懸念されるため、令和５年度以降の捕獲計画を新たに各 30 頭とする。

対象鳥獣 （被害防止目的の捕獲分）	捕獲計画数等		
	令和４年度	５年度	６年度
イノシシ	６００頭	６００頭	６００頭
ニホンジカ	６０頭	４００頭	４００頭
カラス	５０羽	１２０羽	１２０羽
アナグマ	３０頭	８０頭	８０頭
ハクビシン	３０頭	８０頭	８０頭
タヌキ	―	２００頭	２００頭
キツネ	―	３０頭	３０頭
サル	―	３０頭	３０頭

捕獲等の取組内容	
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	銃や箱わな等による駆除の実施 実施時期：毎年度４月１日～３月３１日 実施場所：市内の被害地域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現時点では取り組みなし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
掛川市内	権限委譲済

４　防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	設置の規模については、個人申請により市単独補助事業で補助金の交付をしているため未定。備考欄に予算額のみ記入。広域的な設置については、対象地域等を含め今後検討していく。		
	令和４年度	５年度	６年度
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助及び情報提供
備考	市単独事業 予算5,000千円 より効果的な侵入防止柵や手法の検討・調査を行い、被害の減少を目指す。	市単独事業 予算5,000千円 より効果的な侵入防止柵や手法の検討・調査を行い、被害の減少を目指す。	市単独事業 予算5,000千円 より効果的な侵入防止柵や手法の検討・調査を行い、被害の減少を目指す。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年年度
イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	電気柵等の侵入防止柵の設置や､追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握	電気柵等の侵入防止柵の設置や、追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握	電気柵等の侵入防止柵の設置や､追い払い機器設置費用の補助による市内設置状況把握

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン	主な被害地域に対する被害防止対策に関する啓発及び学習会活動を実施し、鳥獣を耕作地に近づけない環境作りの徹底と捕獲体制の強化を図る。 ・有害鳥獣のエサ場となる耕作放棄地や里山の適切な管理指導。 ・未収穫農作物の早期処理等、鳥獣を寄せ付けない

		環境作りの指導。 ・防護設備の導入の推進。 ・狩猟免許取得者に対する取得費用の金銭的支援、狩猟免許試験及び取得費用の金銭的支援制度を市広報紙や口頭により周知並びに免許取得勧奨。 ・現在、15地区で組織している地区有害鳥獣対策委員会を他の地区でも組織するように推進し、地区全体として被害防止対策を強化していく。 ・被害の大きい地域では、多面的機能支払交付金を活用し、鳥獣被害防止柵の設置を促し、被害の減少を目指す。
５年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上
６年度	イノシシ ニホンジカ カラス アナグマ ハクビシン タヌキ キツネ サル	同上

６　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
掛川市	被害防止目的の捕獲の許可
静岡県中遠農林事務所	有害鳥獣に関する助言・指導
小笠猟友会掛川支部	被害防止目的の捕獲の実施
小笠猟友会大東支部	被害防止目的の捕獲の実施
掛川警察署　生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

（２）緊急時の連絡体制

住民からの目撃情報
↓
掛川市役所農林課
↓
庁内①危機管理課（同報無線の依頼）
②教育委員会（学校等への連絡）
③生涯学習協働推進課（自治会への連絡）
庁外①掛川警察署
②小笠猟友会
③鳥獣保護管理員
④静岡県中遠農林事務所

7　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理は埋設又は焼却を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。焼却にあたっては、市で業者に委託し処理に係る費用は市で負担する。

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現時点では取り組みなし
ペットフード	現時点では取り組みなし
皮革	現時点では取り組みなし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現時点では取り組みなし

（２）処理加工施設の取組

現時点では取り組みなし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点では取り組みなし

9　被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

協議会の名称	掛川市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
掛川市役所	協議会の運営・提言
静岡県中遠農林事務所	鳥獣被害防止と駆除に関する助言・指導
掛川市農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導・情報提供
遠州夢咲農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導・情報提供
掛川市地区区長（被害地域等）	被害状況等の情報提供と対策への協力
掛川市農業委員	被害状況等の情報提供と対策への協力
小笠猟友会掛川支部	被害防止目的の捕獲の実施
小笠猟友会大東支部	被害防止目的の捕獲の実施
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年９月より狩猟免許を取得している市職員及び被害防止の対策担当職員による「鳥獣被害対策実施隊」を組織し、地区での出前講座や研修会を開催し、集落ぐるみで「環境改善」「侵入防止」に取り組むよう、指導・普及活動を実施。緊急時の捕獲、追い払い等に対応するため、令和元年度から新たに猟友会からの選抜メンバーを加えた。ＩＣＴ・ＩｏＴ技術を活用し、被害防止対策に効果的な捕獲や防除等を引き続き検証する。

（4）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求める。特に主な被害地域に対する被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取組を進めていく。

10　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民への啓蒙や共同作業

・被害防止対策に対して実施隊、猟友会、地区による連携が図れている地域をモデルとし、地元対策組織が未整備の地区を対象に、課題意識を高めるための学習会等の開催を進める。

捕獲や電気柵への安全対策

・被害防止目的の捕獲許可の際には、周辺住民への周知を徹底し、ワナの設置にあたっては看板等による注意喚起を確実に行うよう捕獲従事者へ指導するとともに、捕獲従事者の事故防止のための正しい知識の周知に努める。

・電気柵等の設置補助申請者に対し、正しい設置方法や維持管理等を示したチラシを配布し、事故や危険防止に努めるなど、電気柵等の設置に当たっては、各種法令を遵守した設置をするよう周知する。